

証券コード 5070
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前一丁目13番9号
株 式 会 社 ド ラ フ ト
代表取締役社長 山 下 泰 樹

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使は郵送・インターネット等により招集通知に記載（P.3）してあります行使期限までをお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午後1時（受付開始：午後12時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区神宮前五丁目31番
TRUNK（HOTEL） 1階 ONDEN
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役報酬枠改定の件

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書並びに個別注記表については、当社ウェブサイト（<https://draft.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。
- ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://draft.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業説明会に関するお知らせ

本株主総会終了後、当社の経営方針等についてご説明する事業説明会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討ください。

本株主総会へのご出席にあたっては、会場管理者が当日の体調に関するアンケート調査及び検温による事前確認を行わせていただきます。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。当社スタッフは検温を含めて体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場の前にご確認ください。

<https://draft.co.jp/>

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法及びインターネット等による方法もございますのでご活用ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月24日（木曜日）
午後1時（受付開始：午後12時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

（切迫欄）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号～第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

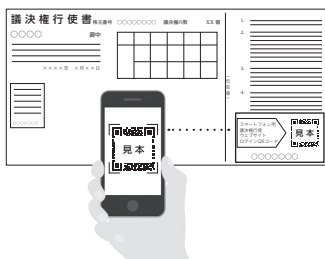
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

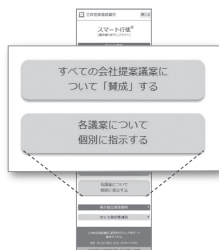
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

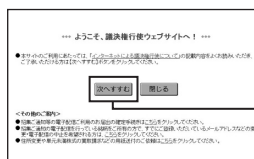
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

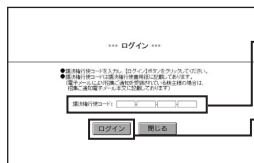
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

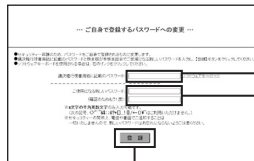
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)**1. 企業集団の現況****(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発令され、12月には新たな変異株「オミクロン株」が確認されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。長引く新型コロナウイルス感染症拡大（以下、「コロナ禍」）の影響は、経済だけでなく、人と人とのコミュニケーションの在り方、働き方、行動様式、空間の在り方等、様々な分野に及んでおります。

デザインを中心としたクリエイティブ組織である当社グループは、このような状況を社会課題の解決と事業の拡大を両立する機会と捉え、オフィス、建築、都市デザイン等の分野で新たな価値の創出に取り組んでまいりました。コロナ禍で社会全体の行動様式が変化する中、当社グループが提供するデザインへのニーズは引き続き堅調であり、建築のデザインやインテリアデザインを主体としたビル全体のリデザイン案件、大型のオフィスデザイン案件等を着実に積み上げ、当連結会計年度の売上高は8,032,744千円となりました。これにより、創業以来の増収（変則決算期を除く）を継続しており、過去最高の売上高となりました。当社グループは、前連結会計年度が9ヶ月間の変則決算期であったため前期売上高との比較はできないものの、2020年1月～12月の合算数値と比較した売上高前年同期間比は、12.9%増となります。また、利益率の高いデザイン・企画案件の受注獲得を進めたこと、コロナ禍の影響で活動費が抑制されたこと等から各利益は計画を上回り、営業利益は955,601千円（前年同期間比19.4%増）、経常利益は947,032千円（同27.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は574,672千円（同18.5%増）となり過去最高益を更新しております。

なお、当社グループは、デザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。デザイン事業の売上高を領域別に示すと次のとおりとなります。

領域別売上高（参考）

対象領域	前年同期間 (2020年1月～12月)	当連結会計年度 (2021年12月期)	
	実績（千円）	実績（千円）	前年同期間比
オフィス	4,507,997	5,150,612	114.3%
商業施設	300,281	429,953	143.2
都市開発・環境設計・その他	2,309,440	2,452,178	106.2
合計	7,117,719	8,032,744	112.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は67,601千円となりました。主な内容は、福岡支社設置にかかる支出28,813千円、新たなサテライトオフィス設置にかかる支出17,320千円、業務効率化を目的とした情報関連機器にかかる支出10,332千円であります。

また、2021年4月1日付で株式会社サティスワンを吸収合併したことにより、帳簿価額31,004千円（取得価額36,112千円）の固定資産を引き継ぎました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、主要取引金融機関と総額1,500,000千円のコミットメントライン契約を締結し、運転資金の調達を効率的・安定的に行うことといたしました。

また、公募増資による591,400株の新株発行及び第三者割当増資による185,500株の新株発行により、総額515,644千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年3月期)	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	4,696,689	6,041,542	4,313,962	8,032,744
経 常 利 益 (千円)	365,754	464,043	354,696	947,032
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	260,692	297,513	240,475	574,672
1 株当たり当期純利益 (円)	34.76	39.36	26.58	61.97
総 資 産 (千円)	2,171,653	4,571,602	3,690,582	5,840,407
純 資 産 (千円)	402,771	1,731,654	1,947,085	3,009,573
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	53.70	193.70	210.47	299.27

- (注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、第13期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、経過期間となる第13期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となっております。
2. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
3. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
6. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年3月期)	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高 (千円)	4,696,689	6,041,542	4,313,962	8,032,744
経常利益 (千円)	305,728	445,955	348,845	933,207
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	28.97	37.42	26.20	60.81
総 資 産 (千円)	2,149,155	4,548,798	3,671,376	5,820,372
純 資 産 (千円)	355,206	1,669,673	1,880,897	2,931,159
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	47.36	186.76	203.32	291.45

- (注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認され、第13期より決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、経過期間となる第13期は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月決算となっております。
2. 当社は、2018年7月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
3. 当社は、2019年11月29日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。
4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
6. 当社は第14期において、2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
D-RAWRITE INC.	1,000千 フィリピン・ペソ	100.0%	デザイン事業

(注) 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業領域はオフィスから建築デザインまでと幅広く、特定の市場は存在していませんが、長引くコロナ禍は、人と人とのコミュニケーションの在り方、働き方、行動様式等様々な分野に変化と多様化をもたらしており、当社の基盤事業である空間の設計デザインにおいてもその影響を受けております。

例えば、リモートワークの普及をはじめとした働き方の多様化は、ワークプレイス自体の在り方に変化をもたらしており、従来の「全員が集まって仕事をするための場所」から「コミュニケーションを主目的とした場」へその位置づけが変わりつつあります。ワークプレイスに限らず、人が集まる場・生活する空間がどうあるべきかについては、今後の社会の変化における重要なテーマであり、新しい空間デザインを創出してきた当社グループにとっては事業を拡大する好機だと考えております。これらの状況をふまえ、次の3点を優先的に対処すべき課題と認識し、対応を進めてまいります。

① 優秀な人材の確保及び育成

当社グループの事業の根幹は新しい価値の創出であり、これを実現する人材の確保及び育成は今後の事業拡大において不可欠な要素と考えております。また、事業領域の拡張においては、これまでとは異なるスキルを有した人材の確保も必要となります。

人材の確保及び育成には中長期的な視点での人事施策の立案と実現が必要であり、人事組織の充実及び機能強化を通じて従業員のサポート体制並びに採用実施体制を高度化するとともに、先進的な人事制度の構築を進めて事業のエンジンとなる人材の基盤を強化してまいります。

② 業務実施体制の高度化

当社グループの事業は領域・規模ともに拡大しており、ITを活用した効率的な業務実施体制の実現が必須となっております。既に当社グループは3Dデザインの領域において先端的機能を有しておりますが、今後もデジタル化投資を積極的に進め、業務実施体制の効率化・高度化に努めてまいります。

③ 内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは、社会的責任を果たしつつ、持続的な成長とこれによる企業価値向上の実現を目指しております。

当社グループの成長には、成長ステージに見合った管理機能とコンプライアンスの精神が深く浸透した企業風土の醸成が必須であると考えております。また、リモートワーク等これまでとは異なる働き方に対しては、それに合致した内部管理の体制が必要となります。

内部監査・人事・法務・経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用、ITインフラの整備に加え、従業員に対する継続的な啓蒙及び研修等を実施することで、内部管理体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

① 事業の内容

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。

「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、HX（ヒューマン・エクスペリエンス）（注1）を向上させる空間の創造を通じて、この経営理念の実現を目指しております。

近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や働き方改革の推進などを背景に、多様なワークプレイスや住環境のニーズが顕在化しております。特に新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化は、空間の在り方とその空間での過ごし方を根本から問い直す社会課題ともなっており、時代に適したより快適な空間の需要はかつてない高まりをみせております。さらにテレワークの普及、スマートシティやスーパーシティなど地方創生の活性化等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、エリアデザインを含むデザイン事業への期待は主要都市だけでなく地方都市にも拡大しております。

このような状況を背景として、当社グループの事業領域はオフィスや商業施設のインテリアデザインから、プロダクト、ブランディング、さらには建築設計、複合施設的环境設計（注2）、都市計画まで拡大しており、幅広い領域のデザインを手掛けております。

② 事業の特色

当社グループは、主要事業領域であるインテリア・建築デザインのプロジェクトをレギュラープロジェクト（受注型案件）、プロポーザルプロジェクト（提案型案件）、リーディングプロジェクト（新領域への挑戦案件）の3つに分類し、異なるプロジェクトの相乗効果によって収益基盤の強化と新たな領域への拡大を進めております。

レギュラープロジェクトは業績の基盤を形成するもので、これまで当社グループが実施してきたオフィス、ビル、商業施設等におけるインテリア・建築デザインの受注型業務が中心となります。リーディングプロジェクトは当社グループのブランド構築に資する先端的なアイデアによる新しい分野への取り組みで、社内組織である「山下泰樹建築デザイン研究所」が牽引する領域です。プロポーザルプロジェクトは両者の中間に位置し、従来型の業務と先端的取り組みの橋渡しとなるプロジェクトを指します。リーディングプロジェクトの取り組みが先進的な提案型事業として実現し、さらに一般のクライアント対応業務に反映して次の収益基盤となっていく（レギュラープロジェクト化）、といった相互連携による事業の拡大を目指しております。

例えば、当社グループが2022年より取り組む「臨港パークプロジェクト（仮称）」（注3）は、既存の公園のリデザインにより新しい価値を創出するという先進的な取り組みです。当社グループの提案企画が実現することで、新しいエリアマネジメントという事業パッケージが生まれます。このモデルを全国に展開することで、継続的事业とすることが可能となりま

す。

このように高いクリエイティビティを背景としたデザインを基軸として、様々な領域で新たな事業を創出することに当社グループの事業の特色があります。

なお、当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (注) 1. 当社グループでは、その空間にいる人々の心地よい体験や満足感を表現する言葉としてヒューマン・エクスペリエンスを使用しております。
2. 環境設計とは、オフィスビルディング、商業施設等のエントランス・ロビー・エレベーターホール・周辺植栽等共用スペース、又は建物各階の共通デザインコンセプトの立案、設計及び施工等の業務を指します。環境設計の良し悪しが、当該建築物のブランドイメージを左右することとなります。
3. 「臨港パークプロジェクト（仮称）」は、横浜市臨港地区の活性化を目的とした取り組みで、複合施設のデザイン・設計及び建設、並びに複合施設を含むエリア全体の運営を企画・実施する予定です。

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

① 当社

本	社	東京都渋谷区		
大	阪	支	社	大阪府大阪市中央区
福	岡	支	社	福岡県福岡市中央区

② 子会社

D-RAWRITE INC.	フィリピン・セブ州
----------------	-----------

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

168名（前連結会計年度比16名増）

（注）１．使用人数は就業人員であります。

２．当社グループはデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
140名	16名増	31.7歳	4.1年

（注）使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	549,310千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	85,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,036,800株 |
| ③ 株主数 | 5,140名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 下 泰 樹	3,774千株	37.6%
T D A 株 式 会 社	2,000	19.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	407	4.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	266	2.7
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	260	2.6
岩 坪 良 雄	60	0.6
株式会社ジャパネットホールディングス	60	0.6
武 末 寛 子	54	0.5
長 谷 川 幸 司	38	0.4
齊 藤 忠 男	37	0.4

(注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式の総数は8,900株増加しております。

3. 2021年12月21日を払込期日として普通株式591,400株の公募増資を実施し、また、2021年12月28日を払込期日として普通株式185,500株の第三者割当増資を実施しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第3回新株予約権
発行決議日	2021年4月22日
新株予約権の数	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり0.01円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2023年5月8日～2026年5月7日
使用人への交付状況	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山下 泰 樹	D-RAWRITE INC.代表取締役社長 企画制作部担当
常務取締役	長谷川 幸 司	企画営業部及びプロジェクトマネジメント部担当
取締役	荒浪 昌 彦	経営企画部担当
取締 役	結 城 大 輔	のぞみ総合法律事務所弁護士 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構 代表理事 株式会社ZMP社外取締役 株式会社EST社外取締役 dely株式会社社外監査役 弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、公認不正検査士
常勤監査役	平 田 満	
監 査 役	佐 田 俊 樹	株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役 株式会社三城ホールディングス社外監査役 米国ワシントン州公認会計士、公認不正検査士
監 査 役	大 村 尚 子	ナイル株式会社社外取締役（監査等委員） 公認会計士
監 査 役	三 代 ま り 子 (戸籍上の氏名：矢部まり子)	RIDEAL株式会社代表取締役 早稲田大学商学術院総合研究所WBS研究センター 招聘研究員 米国カリフォルニア州公認会計士

(注) 1. 取締役結城大輔氏は、社外取締役であります。

2. 監査役平田満氏、佐田俊樹氏、大村尚子氏及び三代まり子氏は、社外監査役であります。

3. 監査役大村尚子氏は公認会計士の資格を、監査役佐田俊樹氏及び三代まり子氏は米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害賠償請求は補填されることとなります。

ただし、保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

当社では、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について、次のとおり決議しております。

イ. 役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを基本方針とし、固定報酬のみで構成する。

ロ. 具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、他社動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長が決定する。

個別報酬の決定を代表取締役社長山下泰樹に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。上記で決定された個人別の報酬額は取締役会に報告され、当該内容が取締役会の方針に合致するものであることを確認しております。

また、監査役の個人別の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			報 酬 等 の 総 額
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (1)	106百万円 (6)	－ (－)	－ (－)	106百万円 (6)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	18 (18)	－ (－)	－ (－)	18 (18)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (5)	125 (24)	－ (－)	－ (－)	125 (24)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。また当該限度額とは別枠で、2018年7月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は2名）です。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役結城大輔氏は、のぞみ総合法律事務所の弁護士であり、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事、一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事、株式会社ZMP及び株式会社ESTの社外取締役並びにdely株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐田俊樹氏は、株式会社グッドパッチ、株式会社レノバ、株式会社ほぼ日及び株式会社三城ホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役大村尚子氏は、ナイル株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役三代まり子氏は、RIDEAL株式会社代表取締役及び早稲田大学商学大学院総合研究所WBS研究センター招聘研究員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 結 城 大 輔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士・公認不正検査士としての専門性及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 平 田 満	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場企業の役員としての豊富な経験・知見から助言・提言を行っております。
監査役 佐 田 俊 樹	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関の要職を歴任した金融の専門家としての知見及び米国公認会計士・公認不正検査士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役 大 村 尚 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役 三 代 ま り 子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コーポレート・ガバナンス及び企業情報開示の専門家としての豊富な経験及び米国公認会計士としての専門性を生かした助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるD-RAWRITE INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,308,204	流 動 負 債	2,270,544
現金及び預金	2,176,965	買掛金	1,281,452
売掛金	1,903,872	短期借入金	50,000
商物品	33,310	1年内返済予定の長期借入金	141,802
仕掛品	97,928	前受金	32,065
その他	96,126	未払法人税等	340,962
固 定 資 産	1,532,203	賞与引当金	42,973
有形固定資産	910,848	完成工事補償引当金	8,000
建物及び構築物	265,161	その他の他	373,289
土地	577,683	固 定 負 債	560,288
その他	68,003	長期借入金	555,100
無形固定資産	295,187	その他の他	5,188
のれん	274,663	負 債 合 計	2,830,833
ソフトウェア	20,524	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	326,167	株 主 資 本	2,996,933
敷金及び保証金	219,184	資 本 金	807,009
繰延税金資産	58,868	資 本 剰 余 金	787,009
その他	48,114	利 益 剰 余 金	1,402,914
		その他の包括利益累計額	6,741
		為替換算調整勘定	6,741
		新 株 予 約 権	5,898
資 産 合 計	5,840,407	純 資 産 合 計	3,009,573
		負 債 純 資 産 合 計	5,840,407

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 1月 1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,032,744
売上原価	5,538,476
売上総利益	2,494,268
販売費及び一般管理費	1,538,666
営業利益	955,601
営業外収益	
受取利息	19
受取手数料	7,894
保険解約返戻金	1,063
その他の	902
営業外費用	
支払利息	11,473
支払手数料	4,536
為替差損	629
控除対象外消費税等	1,808
その他の	1
経常利益	18,449
特別利益	947,032
国庫補助金受贈益	1,996
特別損失	
固定資産圧縮損	1,776
税金等調整前当期純利益	947,252
法人税、住民税及び事業税	378,478
法人税等調整額	△ 5,897
当期純利益	574,672
親会社株主に帰属する当期純利益	574,672

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,295,351	流 動 負 債	2,328,924
現金及び預金	2,172,912	買掛金	1,281,452
売掛金	1,903,872	短期借入金	50,000
商品	33,310	1年内返済予定の長期借入金	141,802
仕掛品	97,928	未払金	115,959
原材料及び貯蔵品	4,764	未払費用	154,782
前払費用	81,481	未払法人税等	340,962
その他	1,080	未払消費税等	119,427
固 定 資 産	1,525,020	前受金	32,065
有形固定資産	909,619	預り金	41,414
建物	263,843	賞与引当金	42,973
構築物	1,318	完成工事補償引当金	8,000
工具、器具及び備品	52,503	その他の他	85
土地	577,683	固 定 負 債	560,288
建設仮勘定	14,271	長期借入金	555,100
無形固定資産	291,321	その他の他	5,188
のれん	274,663	負 債 合 計	2,889,213
ソフトウェア	16,658	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	324,078	株 主 資 本	2,925,261
長期前払費用	2,593	資 本 金	807,009
敷金及び保証金	217,096	資 本 剰 余 金	787,009
保険積立金	34,280	資本準備金	787,009
繰延税金資産	58,868	利 益 剰 余 金	1,331,241
その他	11,240	利益準備金	6,300
		その他利益剰余金	1,324,941
		繰越利益剰余金	1,324,941
		新株予約権	5,898
資 産 合 計	5,820,372	純 資 産 合 計	2,931,159
		負 債 純 資 産 合 計	5,820,372

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 1月 1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,032,744
売上原価	5,538,476
売上総利益	2,494,268
販売費及び一般管理費	1,554,022
営業利益	940,245
営業外収益	
受取利息	17
受取手数料	7,894
保険解約返戻金	1,063
その他	1,805
営業外費用	
支払利息	11,473
支払手数料	4,536
控除対象外消費税等	1,808
その他	1
経常利益	17,820
特別利益	933,207
国庫補助金受贈益	1,996
特別損失	
固定資産圧縮損	1,776
税引前当期純利益	1,776
法人税、住民税及び事業税	933,427
法人税等調整額	375,433
当期純利益	△5,897
	369,535
	563,892

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社ドラフト
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドラフトの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社ドラフト
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドラフトの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社ドラフト 監査役会

常勤社外監査役 平 田 満 ⑩

社外監査役 佐 田 俊 樹 ⑩

社外監査役 大 村 尚 子 ⑩

社外監査役 三 代 ま り 子 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第14期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は50,184,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社では、2022年4月1日付で執行役員制度を改定し、取締役と執行役員の機能を再整理することとしております。業務執行機能は執行役員が担う体制とするため、これまで取締役に付していた社長・常務等の役位を廃止いたします。これに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、第22条（代表取締役及び役付取締役）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの</u>とみなすことができる。 (新 設)	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (削 除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (削 除) (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 監査役報酬枠改定の件

当社における監査役の報酬は、2018年3月28日開催の臨時株主総会において報酬総額を年額20百万円以内と決定し、当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給してまいりました。

昨今、当社グループの業容拡大に伴って監査役業務が増加・高度化していることから、監査役の報酬枠を年額30百万円以内といたしたいと存じます。

なお、現在の監査役は4名であります。

以 上